特定不妊治療費助成事業のお知らせ

村では、医療保険が適用されず高額な治療費になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精(男 性不妊治療を含む))を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要する費 用の一部助成を行っています。

◆対象者 次の全てを満たす方

- 1. 治療期間及び申請日において、夫婦のいずれかが村内に住所を有し、居住している方
- 2. 治療期間の初日において法的に婚姻している方
- 3. 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方
- 4. 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満の方
- 5. 平成30年4月1日以後に治療を終える方
- 6. 他の市町村から特定不好治療の助成を受けていない方
- 7. 村税等を滞納していない方

◆助成対象となる治療

宮城県指定医療機関(村及び県ホームページ参照)で行った次の不好治療

- ・医療保険が適応されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
- ・男性不妊治療(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等)
- ※やむを得ず治療を中止した場合でも、採卵前に中止した場合を除き、助成の対象とします。
- ※特定不妊治療のうち、第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母等、保険 診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療は助成の対象になりません。

◆助成額

特定不妊治療に要した費用から「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成額を 差し引いた額とします。

١.				
	治	· 法	1回の治療に対する助成上限額	初回の治療の場合の追加助成上限額
	特定不妊治療	採卵を伴う	150,000円	150,000円
		採卵を伴わない	75,000円	対象外
	男性不	妊治療	150,000円	150,000円

◆助成回数

初回治療開始時の妻の年齢 40歳未満	助成期間	通算助成回数
40歳未満	限度なし	6 🛽
43歳未満		3 🗆

※通算助成回数には、過去に宮城県及び他の都道府県・市町村から受けた助成回数を含みます。

◆手続きに必要なもの

- (1) 大衡村特定不妊治療費助成金交付申請書 ※村ホームページからダウンロードできます。
- (2)「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」承認決定通知書の写し
- (3) 「宮城県不奸に悩む方への特定治療支援事業」受診等証明書の写し
- (4) 医療機関が発行した領収書の写し
- (5) 住民票(3カ月以内に発行されたもの)
- (6) 戸籍謄本(住民票により夫婦であることが確認できる場合は省略できます。)
- (7) 印鑑
- (8) 振込先の通帳の写し(口座番号の分かるもの)

◆申請・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

医療用ウィッグ等購入費助成事業

村では、がん患者の方が生き生きと社会で活躍できるように、医療用ウィッグ等購入費の一部を助成 しています。

- ◆対象者 次のすべてに該当する方
- ・村内に住所があり、がんの治療を受けている方
- ・世帯の市町村民税(所得割課税年額)304.200円未満以下の方

◆対象補正具・助成金額

- ・医療用ウィッグ(かつら) 上限3万円
- ・乳房補正具 上限2万円

※当該年度(4月1日~令和3年3月31日)に購入したもので、申請は1補正具につき1回

購入した年度の3月31日まで

◆申請・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253 (郵送での申請も受け付けます。)

風しんの抗体検査・予防接種について

風しんの患者数が増加しています。定期接種の対象者には4月上旬に無料クーポンを送付します。

【定期接種対象者】

昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性

希望する医療機関に電話予約し、無料クーポンを利用して検査・予防接種を受けてください。 また、村では妊娠中の女性や胎児の風しんウイルス感染を防ぎ、赤ちゃんの先天性風しん症候群の発 症を予防するため、任意接種も実施しています。

【任意接種対象者】

- ①妊娠を希望している満19歳~満49歳の女性
- ②妊娠している女性の配偶者

※年齢・婚姻関係は問いませんが、定期接種対象者は除きます。

【検査・接種方法】

希望する医療機関で実施後に健康福祉課に助成金交付申請をしてください。 ※抗体検査・予防接種それぞれ一人1回上限1万円まで助成します。 ※詳細は健康福祉課に問い合わせください。

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

